

会則

第1条（定義）

Fem FLORA STUDIO R30会員会則

本会則は、「Fem FLORA STUDIO」（以下「当社」）が運営管理を行う「Fem FLORA STUDIO R30」（以下「本施設」）の会員ならびに本施設に入会を希望される方に適用します。

第2条（目的）

本施設は、本施設の会員が、サービスを利用することで、心身の育成、健康維持、健康増進、会員 相互の親睦を図ること、また地域、家庭において心身ともに豊かで自立した社会生活を営めることを目的とします。

（以下「本施設」）の会員ならびに本施設に入会を希望される方に適用します。

第3条(会員資格)

1. 本施設の入会資格は、以下のとおりとし、本施設に入会いただける方とは、これらの項目全てを満たす方とします。

(1) 本施設の利用に堪え得る健康状態であることを当社に申告いただいた方。

(2) 本会則に同意いただいた方。

(3) 暴力団等、反社会勢力に関係していない方。

(4) 過去に当社より除名等の通告を受けていない方。なお、除名された際の原因が改善される等の場合で、当社が検討した結果、再入会資格を認めることがあります。

2. 会員は、当社に対し、現在または将来にわたって、自らが以下各号に定める暴力団等の反社会的勢力（以下、反社会的勢力等という）に該当しないことを保証します。

ア、暴力団

イ、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)

ウ、暴力団準構成員

エ、暴力団関係企業

オ、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ

カ。その他前各号に準ずるもの

- 3.会員は、当社に対し、反社会的勢力等に対して、直接・間接を問わず、かつ名目の如何を問わず、資金提供を行わないこと、および今後も行ふ予定がないことを保証します。
- 4.会員は、当社に対し、反社会的勢力との間で、直接・間接を問わず、社会的に非難されるべき関係のないことを保証します。
- 5.会員は、当社に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを保証します。

ア、暴力的な要求行為

イ、法的な責任を越えた不当な要求行為

ウ、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

エ、風説を流布し、偽計または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の義務を妨害する 行為

オ、その他前各号に準ずる行為

- 6.当社は、会員が本条の一にでも反する場合、取引またはサービスの利用を停止し、会則を含む当社と会員との間の契約一切を解除することができます。

第4条(入会手続き)

1. 本施設に入会しようとする時は、所定の申込方法により入会申込手続きを行い、別に定める諸費用等を当社に納入すれば、第6条に定める会員登録かつ初回開始日の到来をもって会員となるものとします。
当社が止むを得ないと判断した場合以外は、諸費用等は返却しないものとします。

第5条(届け出内容変更手続き)

- 1.会員は、入会申込書に記載した内容に変更があったときは、速やかに変更手続きを行っていただく必要があります。
2. 当社より会員あてに通知を発する場合は、会員から届出のあった最新の連絡先に行い、通知の発送をもって通知の効力を有するものとします。

第6条(会員)

1. 当社は会員に対し会員登録を行います。
2. 会員権の相続・譲渡はできません。

第7条（個人情報保護）

1. 当社は、当社の保有する会員の個人情報を、当社が別途定める個人情報保護方針にしたがって管理します。
2. 会員は、自己が当社に提供した個人情報が正確であることを保証します。当社は、当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。

第8条(ビジター)

- 1、本施設においては、以下の条件を全て満たすことにより、会員以外の方(以下「ビジター」という)本施設をご利用いただけます。

(1) 第3条を満たす者

(2) 別に定める利用料の支払い

(3) 第10条の遵守

- 2、ビジターには、本会則を準用します。この場合、本会則中「会員」を「ビジター」と読み替えるものとします。

第9条(その他会員以外の施設利用)

当社は、特に必要と認めた場合は、会員、ビジター以外の方による施設の利用を認めることができます。

第10条(諸規則の遵守)

会員は、本施設の利用にあたり、本会則および施設内諸規則を遵守し、本施設のスタッフ(以下「スタッフ」)の指示に従っていただきます。

第11条（禁止事項）

会員は、本施設内および本施設近隣地域にて次の行為をしてはいけません。

1. 他の会員を含む第三者(以下「他の方」)やスタッフ、本施設、当社を誹謗、中傷すること。
2. 暴力行為や威嚇行為、迷惑行為、危険な行為。
3. 本施設の諸器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。
4. 他の方やスタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為。
5. 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフに迷惑を及ぼす行為。

6. 法令や公序良俗に反する行為。
7. 刃物など危険物の館内への持ち込み。
8. 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
9. 高額な金銭、貴重品の館内への持ち込み。
10. 本施設内の秩序を乱す行為。
11. その他、当社が本施設会員としてふさわしくないと認める行為。

第12条（損害賠償責任の免除）

当社は本施設内における人的、物的事故において当社に故意または重大な過失がない場合、当該損害に対する責を負いません。ビジターについても同様とします。

1. 会員は自己の責任と危険負担において当施設を利用していただきます。
2. 当社は会員が本施設利用中に生じた盗難・事故等の損害については当社に故意または重大な過失がない場合、当該損害に対する責を負いません。
当該損害に対する責を負いません。ビジターについても同様とします。
3. 会員は、自己の健康管理に基づいて施設を利用していただきます。疾病の発生、悪化、その他健康上の損害を生じた場合でも当社に故意または重大な過失がない場合
当該損害に対する責を負いません。

第13条(会員の損害賠償責任)

会員が本施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により当社または第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。ビジターについても同様とします。

第14条(会員資格喪失)

会員は、下記の一つにでも該当した場合は、その資格を失います。

1. 第15条により当社に除名された時。
2. 会員本人が死亡された時。
3. 第16条により、入会手続きを行った施設の全部が閉鎖された場合。
4. 入会手続きにおいて虚偽の申告をした時、及び第3条の条件に不適合となった時。

第15条(会員に対する処分)

次の各号に該当する場合、当社は、その会員に対して警告あるいは本施設から除名することができます。

1. 第3条の会員資格を喪失した時。
2. 本施設の会則および諸規則に違反した時。
3. 第11条各号で禁止される行為を行った時。
4. 第17条に該当した時。
5. 諸費用の支払いを怠った時。
6. 法令に違反した時。
7. その他、当社が本施設会員としてふさわしくないと認めた時。

第16条(施設の一時的閉鎖・一時的休業)

次の各号に該当するとき、当社は、本施設の全部または一部の閉鎖、もしくは休業をすることができます。

この場合、会員は補償その他請求、異議の申し立てをすることはできません。

また、予定されている場合は、原則として一ヶ月前までに会員に対しその旨を告知します。

1. 気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと判断した時。
2. 施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ない時。
3. 定期休業等による場合。
4. 当施設職員の体調などの内的要因により、サービス提供が困難だと判断した場合(担当の変更などもあり)
5. その他、法令等に基づく関係官庁からの指導による場合などの重大な事由によりやむを得ないと当社が判断した時。

第17条(利用の禁止)

次の各号に該当するときは、施設利用を禁止します。

1. 暴力団関係者であることが判明した場合。
2. 第11条各号で禁止される行為を行ったとき。

3. その他、正常な施設利用ができないと当社が判断したとき。

第18条(利用の制限)

次の各号に該当するときは、施設利用を制限します。

1. 飲酒等により、正常な施設利用ができないと当社が判断したとき。

2. 集団感染するおそれのある疾病を有することが判明したとき。

3. 医師から運動を禁じられていることが判明したとき。

4. 妊娠されていることが判明したとき。

5. その他、正常な施設利用ができないと当社が判断したとき。

第19条(諸費用の変更ならびに運営システム変更について)

1.当社は、本会則に基づいて会員が負担すべき諸費用および施設運営システムについて、当社が必要と判断したときはこれらを変更することができます。

2.前項に定める会員が負担すべき諸費用および施設運営システムを変更するとき、当社は、一ヶ月前までに、会員にこれを告知します。

第20条(キャンセルポリシー・払い戻しについて)

1. ご予約のお取消しは、前日は50%、当日のキャンセルに関しては100%発生致します

2. ご予約時間より当施設への到着が遅延した場合は、レッスン時間を短縮することがございます。

3. 払い戻しは致しかねますのでご了承ください。

第21条(担当変更について)

担当スタッフが実施不可能な場合は、他のスタッフへの変更をさせていただきます。

第22条(会則の改定)

当社は、会則等を改定することができます。改定については、本施設内に掲示することで通知するものとし、その効力は、全会員に及ぶものとします。

付則 本会則は2024年11月8日より発効します。